

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年6月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101577号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200036号

第1 結論

請求者のA社における平成28年7月22日の標準賞与額を50万円、同年12月22日の標準賞与額を49万1,000円に訂正することが必要である。

平成28年7月22日及び同年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月22日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年7月22日
② 平成28年12月22日

A社に勤務している期間のうち、平成28年7月22日及び同年12月22日に支給された賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているため、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①及び②の賞与に係る給与明細書により、請求者は、請求期間①及び②において同社から賞与の支払を受け、請求期間①については、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、請求期間②は、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は50万円、請求期間②は49万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 7 月 22 日及び同年 12 月 22 日に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 2 月 28 日に提出し、厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 7 月 22 日及び同年 12 月 22 日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101578 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200037 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 28 年 7 月 22 日の標準賞与額を 95 万円、同年 12 月 22 日の標準賞与額を 88 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 28 年 7 月 22 日及び同年 12 月 22 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 7 月 22 日及び同年 12 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 28 年 7 月 22 日
② 平成 28 年 12 月 22 日

A 社に勤務している期間のうち、平成 28 年 7 月 22 日及び同年 12 月 22 日に支給された賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているため、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の請求期間①及び②の賞与に係る給与明細書により、請求者は、請求期間①及び②において同社から賞与の支払を受け、請求期間①については、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、請求期間②は、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は 95 万円、請求期間②は 88 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 7 月 22 日及び同年 12 月 22 日に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 2 月 28 日に提出し、厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 7 月 22 日及び同年 12 月 22 日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101579 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200038 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 28 年 7 月 22 日の標準賞与額を 55 万円、同年 12 月 22 日の標準賞与額を 55 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 28 年 7 月 22 日及び同年 12 月 22 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 7 月 22 日及び同年 12 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 28 年 7 月 22 日
② 平成 28 年 12 月 22 日

A 社に勤務している期間のうち、平成 28 年 7 月 22 日及び同年 12 月 22 日に支給された賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているため、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の請求期間①及び②の賞与に係る給与明細書により、請求者は、請求期間①及び②において同社から賞与の支払を受け、請求期間①については、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、請求期間②は、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は 55 万円、請求期間②は 55 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 7 月 22 日及び同年 12 月 22 日に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 2 月 28 日に提出し、厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 7 月 22 日及び同年 12 月 22 日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101580号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200039号

第1 結論

請求者のA社における平成28年7月22日の標準賞与額を53万円、同年12月22日の標準賞与額を54万円に訂正することが必要である。

平成28年7月22日及び同年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月22日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年7月22日
② 平成28年12月22日

A社に勤務している期間のうち、平成28年7月22日及び同年12月22日に支給された賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているため、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①及び②の賞与に係る給与明細書により、請求者は、請求期間①及び②において同社から賞与の支払を受け、請求期間①については、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、請求期間②は、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は53万円、請求期間②は54万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 7 月 22 日及び同年 12 月 22 日に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 2 月 28 日に提出し、厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 7 月 22 日及び同年 12 月 22 日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。